

參考資料

1 注釈（用語の意味）

【あ行】

H I V（Human Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス））

ヒトの体をさまざまな細菌、カビやウイルスなどの病原体から守るのに大変重要な細胞である、Tリンパ球やマクロファージ（CD4陽性細胞）などに感染するウイルスのこと。

H I Vに感染した人をH I V感染者、発病した人をエイズ患者と称して区別します。

S N S（Social Networking Service）

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、なんらかの利益を得るために、同和問題を口実にして企業・行政機関等に高額な図書の購入や不当な寄付を要求するなどの行為。

同和問題に対する誤った認識を植え付ける原因となっています。

N G O（Non Governmental Organization）

非政府組織のこと。国家間の協定によらずに民間で設立される非営利の団体で、平和・人権の擁護、環境保護、援助などの分野で活動するもの。

国内と国際の両種があります。

N P O（Non Profit Organization）

非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指します。

なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（N P O法）が平成10(1998)年12月1日に施行されました。

【か行】

ゲイ（Gay）

男性の同性愛者

クエスチョニング（Questioning）

心の性や、恋愛対象を探している状態の人

合理的配慮

障害のある人が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使すること

を確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

【さ行】

CSR (Corporate social responsibility)

企業の社会的責任。

企業は大規模になるほど、株主ばかりでなく、顧客、従業員、取引相手、地域住民といった利害関係者の利益を実現することが求められ、経営者は企業を社会的存在として運営していく責任を負っています。

持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsとは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と読みます。

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12(2030)年を年限とする17の国際目標で、その下に、169のターゲット、232の指標が決められています。



人権文化

人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着していること。

スキル (Skill)

教養や訓練を通して獲得した能力のこと。生まれ持った才能に技術をプラスして磨きあげたもののこと。

ストレート・アライ

性的少数者の人たちの活動を支持し、支援している人

性的少数者 (セクシュアルマイノリティ)

同性愛者、両性愛者、身体や戸籍上の性別と自認する性別に違和感を持つ方など。

セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment)

性的いやがらせのこと。

相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場における様々な態様のものが含まれます。

【た行】

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力のこと。

暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにする、生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。

特定職業従事者

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者のこと。

「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」及び「人権教育、啓発に関する基本計画」において規定されています。例として、検察職員、矯正施設、更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者

トランスジェンダー（Transgender）

心の性と身体の性との不一致

【な行】

ノーマライゼーション（Normalization）

高齢者も若者も、障害のある人もそうでない人も、全て人間として当たり前（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会をめざすという考え方。

【は行】

バイセクシュアル（Bisexual）

両性愛者

パワー・ハラスメント（Power harassment）

役職などの上位にあるものが、その地位を利用し嫌がらせを行うこと。

本来の業務の範疇（はんちゅう）を超え、継続的に人格と尊厳を傷つける言動をし、就労者の働く環境を悪化させる、又は雇用不安を与えること。

ハンセン病

明治6（1873）年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症。

感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気。

非嫡出子

法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子。

プロバイダ (Provider)

インターネット接続業者。

電話回線やデジタル通信網などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続するのが主な業務。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産、育児休業等をきっかけとして嫌がらせや不利益な扱いを受けること。

メディアリテラシー (Media literacy)

マスメディアが報じる情報は、社会的に「現実」「真実」と受けとめられる傾向にあるが、実際には完全な客観報道はあり得ず、そこには何らかの意図や価値観が込められているので、こうしたメディアの特性について理解し、メディアが伝える情報を自主的に判断して活用する能力のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいようにするという考え方。

【ら行】

レズビアン (Lesbian)

女性の同性愛者

2 人権関係年表

	国連等	国	県・市
1947 (昭和22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
1948 (昭和23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「民法」改正	
1949 (昭和24)		「人権擁護委員法」施行	
1950 (昭和25)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行 「保護司法」施行	
1951 (昭和26)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定	
1953 (昭和28)		「らい予防法」施行	
1959 (昭和34)	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960 (昭和35)		「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「同和対策審議会」設置	
1965 (昭和40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	「同和対策審議会答申」	「同和対策事業推進連絡協議会」設置 (県)
1966 (昭和41)	「国際人権規約」採択		
1967 (昭和42)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する宣言」採択		
1968 (昭和43)	「国際人権年」		「同和対策基本要綱」制定 (県) 「同和教育基本方針」策定 (県)
1969 (昭和44)		「同和対策事業特別措置法」施行	
1970 (昭和45)		「心身障害者対策基本法」施行	「同和対策長期計画」策定 (県)
1971 (昭和46)	「人種差別と闘う国際年」 「精神薄弱者の権利宣言」採択		
1975 (昭和50)	「国際婦人年」 「障害者の権利に関する宣言」採択		
1976 (昭和51)	「国連婦人の10年」		「県立同和研修センターのじぎく会館」開設
1978 (昭和53)		「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行	
1979 (昭和54)	「国際児童年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択		
1981 (昭和56)	「国際障害者年」	「同和対策協議会意見具申」	
1982 (昭和57)		「地域改善対策特別措置法」施行	「兵庫県国際障害者年長期行動計画」策定
1983 (昭和58)	「障害者のための国連10年」		
1984 (昭和59)		「地域改善対策協議会意見具申」	
1985 (昭和60)	「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択		「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
1986 (昭和61)	「国際平和年」	「地域改善対策協議会意見具申」 「男女雇用機会均等法」施行	
1987 (昭和62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行	
1989 (平成元)	「児童の権利に関する条約」採択	「エイズ予防法」施行	
1990 (平成2)	「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	「保育所保育指針」策定	「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定 「すこやか長寿大作戦」策定 (県)

	国連等	国	県・市
1991（平成3）		「育児休業法」施行	「兵庫2001年計画」策定 「（財）兵庫県人権啓発協会」設立
1992（平成4）		「地対財特法」改正	「福祉のまちづくり条例」制定（県） 「県立女性センター」開設
1993（平成5）	「世界の先住民の国際年」 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年の10年」（1994～2003）の決議を採択 「障害者機会均等化基準原則」決議 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行	
1994（平成6）	「国際家族年」 「人権教育のための国連10年」（1995～2004）の決議を採択 「国連人権教育の10年」（1995～2005）行動計画」採択	「ハートビル法」施行 「新ゴールドプラン（高齢者保健福祉計画）」改定	「地域国際化推進基本指針」策定（県）
1996（平成8）		「地域改善対策協議会意見具申」 「らい予防法」廃止 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997（平成9）		「人権擁護施策推進法」施行 「障害者基本法」施行 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 「地対財特法」一部改正 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化振興法」施行・「北海道旧土人保護法」廃止	
1998（平成10）		「障害者雇用促進法」施行	「人権教育基本方針」策定（県） 「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」策定
1999（平成11）	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「人権擁護推進審議会答申（人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について）」 「感染症新法」施行・「エイズ予防法」廃止 「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行	
2000（平成12）	「平和の文化国際年」 「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」採択	「交通バリアフリー法」施行 「児童虐待防止法」施行 「犯罪被害者保護法」施行 「ストーカー規制法」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	「老人保健福祉計画（介護保険事業支援計画）」策定（県） 「外国人児童生徒に関わる教育指針」策定（県）
2001（平成13）	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 「世界の子どものための平和と非暴力の文化の国連10年」	「DV防止法」施行 「ハンセン病補償法」施行	「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」策定 「兵庫県男女共同参画計画」策定
2002（平成14）		「人権教育、啓発に関する基本計画」策定 「ホームレスの自立の支援等に関	「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」施行

	国連等	国	県・市
		する特別措置法」施行 「身体障ギア者補助犬法」施行 「障害者基本計画」策定 「プロバイダ責任法」施行 「地対財特法」失効	
2003（平成15）		「拉致被害者支援法」施行 「個人情報保護法」施行 「武力攻撃事態対処法」施行 「次世代育成支援対策推進室」施行 「性同一性障害特例法」施行 「心神喪失者等医療観察法」施行 「出会い系サイト規制法」施行	
2004（平成16）	「人権教育のための世界計画」採択		「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
2005（平成17）	「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画（2005年～2009年）」開始	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 「人身取引議定書」国会承認	「兵庫県男女共同参画計画後期実施計画」策定 「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」策定
2006（平成18）	「障害者の権利に関する条約」採択 「強制的失踪防止条約」採択	「障害者自立支援法」施行 「公益通報者保護法」施行 「高齢者虐待防止法」施行 「自殺対策基本法」施行 「バリアフリー法」施行 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行 「教育基本法」改正	「ひょうご長寿社会プラン」策定 「兵庫県配偶者からの暴力（DV）対策基本計画」策定 加東市誕生
2007（平成19）	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「児童虐待防止法」改正	
2008（平成20）		「出会い系サイト規制法」改正 「性同一性障害特例法」改正	
2009（平成21）		「ハンセン病問題解決促進法」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について」（第三次とりまとめ） 「青少年インターネット環境整備法」施行 「子ども・若者育成支援推進法」制定	「加東市男女共同参画プラン」策定
2010（平成22）	「ハンセン病差別撤廃決議」採択 「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画（2010年～2014年）」開始	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「加東市人権尊重のまちづくり基本計画」策定 「加東市地域福祉計画」策定 「加東市健康増進計画」策定
2011（平成23）	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」設置 「児童に関する権利条約（子どもの権利条約）の通報手続きに関する選択議定書」採択 「人権教育および研修に関する宣言」採択	「人権教育、啓発に関する基本計画」の一部変更 「障害者虐待防止法」制定 「障害者基本法」の一部改正	
2012（平成24）		「障害者虐待防止法」施行	「少子高齢社会福祉ビジョン」策定（県）
2013（平成25）		「障害者総合支援法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行	

	国連等	国	県・市
2014（平成26）		「障害者権利条約」批准 「子どもの貧困対策法」施行 「リベンジポルノ防止法」施行 改正「DV防止法」施行	「兵庫県いじめ防止基本方針」 策定 「DV防止・被害者保護計画（第 3期）」策定（県）
2015（平成27）	「人権教育のための世界計 画」の「第3フェーズ行動計 画（2015年～2019年）」開 始	「女性活躍推進法」施行 「生活困窮者自立支援法」施行 「子ども・子育て支援新制度」開 始	「ひょうご子ども・子育て未来 プラン」策定 「加東市子ども・子育て支援事 業計画」策定 「第2次加東市地域福祉計画・ 第2次加東市社会福祉法人加東 市社会福祉協議会地域福祉推進 計画」策定 「加東市健康増進計画」策定
2016（平成28）		「障害者差別解消法」施行 「部落差別解消推進法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行	「ひょうご多文化共生社会推進 指針」策定 「加東市障害者基本計画・第5期 障害福祉計画・第1期障害児福祉 計画」策定
2017（平成29）			「兵庫県いじめ防止基本方針」 改定 「第2次加東市人権尊重のまち づくり実施計画」策定
2018（平成30）		改正「青少年インターネット環境 整備法」施行	「加東市高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画」策定 「加東市部落差別の解消の推進 に関する条例」施行
2019（令和元）		「アイヌの人々の誇りが尊重され る社会を実現するための施策の推 進に関する法律」施行	「DV防止・被害者保護計画（第 4期）」策定（県） 「第3次加東市男女共同参画プ ラン」策定 「第2次加東市配偶者等暴力 （DV）対策基本計画」策定 「加東市自殺対策計画」策定

3 日本国憲法（抄）

（昭和21年11月3日（公布）
昭和22年5月3日（施行））

（前文中段）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第3章 国民の権利及び義務

第11条（基本的人権の享有と本質）

国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条（自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）

全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条（法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界）

- 1 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は

将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第18条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条（信教の自由、国の宗教活動の禁止）

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条（集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密）

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条（居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由）

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第24条（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関

しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条（生存権、国の生存権保障義務）

- 1 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条（教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償）

- 1 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条（勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

- 1 全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第29条（財産権）

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第10章 最高法規

第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条（憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守）

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条（憲法尊重擁護義務）

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

4 世界人権宣言

(1948年12月10日

第3回国際連合総会採択)

前文

人類社会の全ての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

全ての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 全て人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政

治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げる全ての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

全て人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

全て人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

全て人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。全て人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

全て人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

全て人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、全て、自己の弁護に必要な全ての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人は全て、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 全て人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 全て人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 全て人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 全て人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつ

くる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 全て人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

全て人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

全て人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とに関わりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 全ての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 全て人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 全て人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

全て人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 全て人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 全て人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、全て、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 全て人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

全て人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 全て人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。全ての児童は、嫡出であると否を問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 全て人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、全ての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教

育は、全ての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 全て人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 全て人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

全て人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 全て人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 全て人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

6 加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会設置要綱

平成29年12月14日

告示第112号

(設置)

第1条 加東市人権尊重のまちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定の日までとする。ただし、欠員が生じた場合は後任者を選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長(その職務を代理する副委員長を含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部人権協働課において処理する。

(平30告示46・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年1月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、基本計画の策定の日限り、その効力を失う。

附 則(平成30年3月30日告示第46号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

7 平成 30 年度人権に関する市民意識調査 調査票

第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画に関するアンケート

調査ご協力のお願い

日頃からまちづくりにご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、加東市では、市民一人一人がかげがえのない大切な存在として、互いに生かしあっていく、笑顔と喜びの多い明るい地域社会をつくるため、平成 22 年に「加東市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定しました。

この調査は、平成 31 年度末で計画期間が終了する基本計画を見直し、「第 2 次加東市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定するために、市民のみなさまの意識や意向、ニーズを的確に把握し、今後の施策展開の参考にしようとするものです。

ご多用のところ、大変お手数をおかけしますが、この調査の趣旨をご理解いただき、なにとぞご回答いただきますようお願いいたします。

平成 30 年 10 月

加 東 市

● ご記入にあたってのお願い ●

- 1 ご回答は、あて名のご本人にお願いします。
なお、ご高齢の方や目の不自由な方など、やむを得ない事情によって、ご本人が記入しづらい場合には、ご本人の回答を確認のうえ、同居されているご家族の方が代筆いただきますようお願いいたします。
- 2 ご回答は、選択肢の番号に「○」をつけてください。
設問によって、回答が「○は1つ」「○はいくつでも」などがあります。
- 3 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが、(具体的に_____)内にその内容を具体的に
ご記入ください。
- 4 設問によっては、ご回答いただく必要がない場合があります。
- 5 返信用封筒には、ご住所・お名前をご記入いただく必要はありません。

● お問い合わせ先 ●

加東市 市民協働部 人権協働課 TEL：43-0544 FAX：42-1735
E-mail：jinken-kyodo@city.kato.lg.jp

問1 あなたは人権を身近な問題として感じていますか。(○は1つ)

1 身近に感じている	2 身近に感じていない	3 わからない
------------	-------------	---------

問2 日本の社会での人権や部落差別の問題に関する次のような意見について、あなたはどう思いますか。ア～エのそれぞれについて、あなたのお考えに最も近いものを選んでください。(○はそれぞれ1つ)

		とてもいい	いい	どちらでもない	悪い	とても悪い
ア	今の日本は、人権が尊重されている社会である	1	2	3	4	5
イ	国民一人一人の人権意識はここ5年前に比べて高くなっている	1	2	3	4	5
ウ	部落差別の問題は、人権にかかわる問題だから社会全体で取り組み、自分も努力すべきだ	1	2	3	4	5
エ	部落差別の問題は、そっとしておけば自然になくなる問題だ	1	2	3	4	5

問3 あなたは、次のようなことは人権侵害にあてはまると思いますか。
 ア～スのそれぞれについて、あなたのお考えに最も近いものを選んでください。
 (○はそれぞれ1つ)

		よくあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない
ア	女性ということで、同じ勤務年数の男性よりも給料や昇進で低い評価を受けること	1	2	3	4	5
イ	企業の採用や昇進、給与などで、外国人が不利益を受けること	1	2	3	4	5
ウ	障害のある人が結婚したり、子どもを育てたりすることに周囲が反対すること	1	2	3	4	5
エ	高齢者の就職が困難であったり、労働条件が悪くなったりすること	1	2	3	4	5
オ	結婚に際して、相手が同和地区出身者かどうか身元調査をすること	1	2	3	4	5
カ	家族が、寝たきりの高齢者の希望に反して施設に入所させること	1	2	3	4	5
キ	性的な被害を受けた女性に対して、「夜遅くに外出したからだ」、「スキがあったからだ」などと周囲が非難すること	1	2	3	4	5
ク	HIV（エイズウイルス）感染を理由に労働者が採用されなかったり解雇されたりすること	1	2	3	4	5
ケ	犯罪被害者が名前や住所などを報道されること	1	2	3	4	5
コ	非嫡出子（法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子）が結婚に際して不利益を受けること	1	2	3	4	5
サ	知的障害者や精神障害者、身体障害者の雇用が進まないこと	1	2	3	4	5
シ	外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居が拒否されること	1	2	3	4	5
ス	女性にだけ再婚禁止期間が設けられること	1	2	3	4	5

問4 あなたは、ここ5年くらいの間に自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
(○は1つ)

1 よくある 2 ときどきある 3 ほとんどない 4 まったくない 5 わからない

→問5へ

→問4-1 問4で「1 よくある」、「2 ときどきある」を回答された方にお聞きします。
それはどのような人権侵害でしたか。(○はいくつでも)

- 1 職場などで地位や権限などを利用した嫌がらせ(パワー・ハラスメント)を受けた
- 2 あらぬ噂や悪口により、名誉・信用等を侵害された
- 3 差別待遇(出身地・国籍・信条・性別等により不平等または不利益な扱い)を受けた
- 4 プライバシーを侵害された
- 5 地域で暴力、無理強い、仲間外れなどの行為を受けた
- 6 学校で友人から暴力、無理強い、仲間外れなどの行為を受けた
- 7 教師から、体罰や暴言などの行為を受けた
- 8 公的な機関の職員から不当な扱いを受けた
- 9 配偶者やパートナーから暴力を受けた
- 10 性的嫌がらせ(セクシュアル・ハラスメント)を受けた
- 11 インターネット(SNS*を含む)による中傷・いじめなどを受けた
- 12 その他(具体的に_____)
- 13 おぼえていない

* SNS: ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことを言います。

→問4-2 問4で「1 よくある」、「2 ときどきある」を回答された方にお聞きします。
人権侵害を受けたとき、どうされましたか。(○はいくつでも)

- 1 黙って我慢した
- 2 友人や家族に相談した
- 3 自分で相手に抗議した
- 4 職場の上司や同僚・友人など身近な人に相談した
- 5 学校の先生に相談した
- 6 警察に相談した
- 7 市役所に相談した
- 8 弁護士に相談した
- 9 法務局や人権擁護委員などに相談した
- 10 地域の区長・民生児童委員などに相談した
- 11 市民団体等に相談した
- 12 その他(具体的に_____)
- 13 おぼえていない

問5 あなたは今までに人権侵害をしたことがあると思いますか。(○は1つ)

1 ないと思う	2 自分では気付かなかったが、あるかもしれない
3 あると思う	4 わからない

問6 あなたは、ここ5年くらいの間に、同和地区や同和地区の人々に対して、次のことについて直接差別を見たり、聞いたりしたことがありますか。ア～オのそれぞれについてあてはまるものを選んでください。(○はそれぞれ1つ)

		見たり、聞いたりした	見たり、聞いたりしていない	わからない
ア	日常の交流や交際について	1	2	3
イ	就職について	1	2	3
ウ	結婚について	1	2	3
エ	引越しや住宅の購入について	1	2	3
オ	インターネットを介した差別的な情報	1	2	3

問7 たとえば、あなたが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。(○は1つ)

1 自分の意思を貫いて結婚する
2 家族や親戚の反対があっても説得に全力を傾け、出来るだけ理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する
3 家族や親戚の反対があれば、結婚しない
4 その他(具体的に_____)
5 わからない

問8 たとえば、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。(○は1つ)
(お子さんがいない場合はいと仮定して)

1 自分の子どもの意思を尊重する
2 ためらったら勇気づける
3 親として不安であるが、子どもの意思が強ければしかたない
4 家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない
5 絶対に結婚を認めない
6 その他(具体的に_____)
7 わからない

問9 結婚相手が「同和地区出身者」であるかどうか、あなたは何を基準に判断すると思いますか。あなたの考えにあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1 本人が現在、同和地区に住んでいる | 2 本人が過去に、同和地区に住んだことがある |
| 3 本人の本籍が同和地区である | 4 本人の出生地が同和地区である |
| 5 父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる | 6 父母あるいは祖父母の本籍が同和地区である |
| 7 父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である | 8 職業によって判断している |
| 9 その他(具体的に_____) | |
| 10 わからない | |

問10 もしあなたが家を購入したりマンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区を含む小学校区内の物件は避けることがあると思いますか。あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。(○は1つ)

- | |
|--|
| 1 同和地区の物件だけでなく、同和地区を含む小学校区の物件も避けると思う。 |
| 2 同和地区の物件は避けるが、同和地区を含む小学校区の物件は避けないと思う。 |
| 3 いずれにあってもこだわらない |
| 4 わからない |
- 問11へ

問10-1 問10で「1」「2」と回答された方にお聞きします。あなたはなぜそのように思いますか。(○はいくつでも)

- | |
|-------------------------|
| 1 こわいイメージがあるから |
| 2 自分も同和地区出身者だと思われるから |
| 3 周りの人から避けたほうがよいと言われるから |
| 4 その他(具体的に_____) |

問11 あなたは、部落差別の問題について、初めて知ったきっかけは、何ですか。あてはまるものに○をつけてください(○は1つ)

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 1 家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた | 2 親戚の人から聞いた |
| 3 近所の人から聞いた | 4 職場の人から聞いた |
| 5 友人から聞いた | 6 学校の授業で教わった |
| 7 テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った | 8 都道府県や市区町村の広報紙や冊子等で知った |
| 9 部落差別の問題に関する集会や研修会で知った | |
| 10 この調査票で、初めて知った | |
| 11 部落差別の問題は知っているがきっかけはおぼえていない | |
| 12 その他(具体的に_____) | |

問 12 あなたは、次のようなことは人権の観点から問題があると思いますか。ア～ケのそれぞれについて、あなたのお考えに最も近いものを選んでください。(○はそれぞれ1つ)

		問題だと思 う	問題だと思 う どちらかといえ ば	問題だと思 わない どちらかといえ ば	問題だと思 わない	わ か ら な い
ア	就職の面接で、人事担当者が就職希望者の家族構成を聞くこと	1	2	3	4	5
イ	凶悪事件の場合は、未成年者であっても犯人の実名を公表すること	1	2	3	4	5
ウ	中学・高校の女子生徒の制服がスカートに限定され、ズボンが認められていないこと	1	2	3	4	5
エ	国際的に見て、日本が難民の受け入れに消極的であること	1	2	3	4	5
オ	刑を終えて刑務所を出所した人の就職が容易に決まらないこと	1	2	3	4	5
カ	理由にかかわらず、不法滞在の外国人を日本国外に強制退去させること	1	2	3	4	5
キ	ヘイト・スピーチ [※] に対して法的な罰則が設けられていないこと	1	2	3	4	5
ク	妊娠した女性に、親や夫の親などが出生前診断（胎児の染色体異常を調べる検査）を受けるように要求すること	1	2	3	4	5
ケ	さまざまな書類に性別の記入欄が設けられていること	1	2	3	4	5

※ ヘイトスピーチ：明確な定義はないが、デモやインターネット上で、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、一方的に日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとするなどの内容の言動。

問 13 あなたは、日常、仕事・私用を問わず、どのくらいの頻度でホームページの閲覧や電子メールの送受信といったインターネットを利用していますか。(○は1つ)

1 ほぼ毎日	2 1週間に数回程度	3 1週間に1回程度
4 1ヶ月に1、2回程度	5 ほとんど利用していない	6 まったく利用していない

問 14 携帯やスマホ、パソコンなどのインターネット上で下記のような書き込みや行為についてどう思いますか。ア～キのそれぞれについて選んでください。(○はそれぞれ1つ)

		問題だと思う	どちらかといえば問題だと思う	どちらかといえば問題だと思わない	問題だと思わない	わからない
ア	同和地区の地名を明らかにするような書き込み	1	2	3	4	5
イ	同和地区出身者や障害のある人、外国人などに対する差別をあおったり偏見やマイナスイメージを広げる書き込み	1	2	3	4	5
ウ	名前、電話番号、住所、メールアドレスなど個人を特定できる情報を流出させる書き込み	1	2	3	4	5
エ	他人に知られたくない写真、動画などの掲載	1	2	3	4	5
オ	児童の裸の写真などの掲載	1	2	3	4	5
カ	相手が嫌がる性的なメールなどの送受信	1	2	3	4	5
キ	学校裏サイトやブログなどへの悪口の書き込みやSNSでの仲間外し	1	2	3	4	5

問 15 あなたは性的少数者*1(セクシュアルマイノリティ)という言葉を知っていますか。(○は1つ)

1 はい	2 いいえ
------	-------

※ 1. 性的少数者：同性愛者、両性愛者、身体や戸籍上の性別と自認する性別に違和感を持つ方など。

問 16 あなたは、次のア～カの言葉について意味を知っていますか。

(○はそれぞれ1つ)

※この質問で言葉を知った場合は「言葉を聞いたことがないし、意味も知らない(3)」、以前から言葉は知っていたが意味はこの質問で初めて知った場合は「言葉は聞いているが、意味は知らない(2)」を選択してください。

		言葉は聞いているが、 意味は知らない	言葉は聞いているし、 意味も知っている	言葉を聞いたことがないし、 意味も知らない
ア	レズビアン*2	1	2	3
イ	ゲイ*3	1	2	3
ウ	バイセクシュアル*4	1	2	3
エ	トランスジェンダー*5	1	2	3
オ	クエスチョニング*6	1	2	3
カ	ストレート・アライ*7	1	2	3

※ 2. レズビアン (Lesbian)：女性の同性愛者

※ 3. ゲイ (Gay)：男性の同性愛者

※ 4. バイセクシュアル (Bisexual)：両性愛者

※ 5. トランスジェンダー (Transgender)：こころの性とからだの性との不一致

※ 6. クエスチョニング (Questioning)：こころの性や、恋愛対象を探している状態の人

※ 7. ストレート・アライ：性的少数者の人たちの活動を支持し、支援している人

LGBTQ：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングそれぞれの英語の頭文字からとった性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の総称。

(「Q」を含めずにLGBTと表現される場合もあります。)

(「LGBTQ」とした場合も、「Q」は、性的マイノリティの総称として用いられる「クィア(Queer)」の意味の場合があります。)

問 17 次の方が性的少数者だったとした場合、あなたはどう思いますか。(○はそれぞれ1つ)
現在お子さんがいらっしゃらない場合は、いると仮定してお答えください。

		特に抵抗はない	やや抵抗がある	抵抗がある
ア	近所の人	1	2	3
イ	友人や職場の同僚	1	2	3
ウ	自分の子ども以外の家族	1	2	3
エ	自分の子ども	1	2	3

問 18 あなたは、ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を知っていますか。(○は1つ)

1 知っている	2 知らない	→問19へ
---------	--------	-------

→ 問 18-1 問 18で「1 知っている」と回答された方にお聞きします。

あなたは、そのようなデモ等をどのようにして知りましたか。(○はいくつでも)

- 1 直接見たり聞いたりしたことがある
- 2 デモ等の様子をインターネットなどで見たことがある
- 3 テレビ・ラジオや新聞等の報道で見たり聞いたりしたことがある
- 4 ポスターや冊子等で見たことがある
- 5 家族、友人等から聞いたことがある
- 6 その他(具体的に_____)
- 7 わからない

→ 問 18-2 問 18で「1 知っている」と回答された方にお聞きします。

あなたは、そのようなデモ等を見聞きしてどのように思いましたか。
あなたの意見に近いものを選んでください。(○はいくつでも)

- 1 不愉快で許せないと思った
- 2 日本に対する印象が悪くなると思った
- 3 自分には関係ないと思った
- 4 ヘイトスピーチをされる側に問題があると思った
- 5 「表現の自由」の範囲内のものだと思った
- 6 特に何も思わなかった
- 7 その他(具体的に_____)

問 19 あなたは、これまで学校で差別や人権に関する教育をうけたことがありますか。(○は1つ)

1 ある

2 ない

→ 問 20 へ

→ 問 19-1 問 19 で「1 ある」と回答された方にお聞きます。
どのような内容を教わりましたか。(○はいくつでも)

- 1 女性の人権問題
- 2 子どもの人権問題(子どもの権利条約に関することをのぞく)
- 3 子どもの権利条約に関すること
- 4 高齢者の人権問題
- 5 障害のある人の人権問題
- 6 部落差別の問題
- 7 アイヌの人々の人権問題
- 8 外国人の人権問題(在日韓国・朝鮮人の人権問題をのぞく)
- 9 在日韓国・朝鮮人の人権問題
- 10 HIV(エイズウイルス)感染者、ハンセン病患者・回復者の人権問題
- 11 刑を終えて出所した人の人権問題
- 12 犯罪被害者等の人権問題
- 13 インターネット上での人権侵害
- 14 ホームレスの人権問題
- 15 性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の人権問題
- 16 北朝鮮当局によって拉致された被害者に関すること
- 17 人身取引に関する人権問題
- 18 その他(具体的に_____)
- 19 おぼえていない

問 20 さまざまな人権問題に関する市民の理解を深めるため、市(教育委員会を含む)や団体などが主催している講演会、研修会などに、あなたは参加したことがありますか。(○は1つ)

1 参加したことがある

2 参加したことがない

→ 問 21 へ

→ 問 20-1 問 20 で「1 参加したことがある」と回答された方にお聞きます。
それはどのような種類のものでしたか。(○はいくつでも)

- 1 市(教育委員会を含む)が主催した講演会や研修会
- 2 公民館での講座や学級
- 3 PTA や学校などでの講演会や研修会
- 4 職場での講演会や研修会
- 5 地区等が主催した講演会や研修会(住民学習など)
- 6 各種人権団体が主催した講演会や研修会
- 7 その他(具体的に_____)
- 8 おぼえていない

問 21 あなたは人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 地区主催で行われる研修会、講演会等
- 2 市や教育委員会が実施する研修会、講演会等
- 3 お勤めの職場や職種・業界団体等による研修会、講演会等
- 4 小・中学校など学校での人権教育
- 5 少人数に分かれて話し合う参加型で学ぶ学習会
- 6 当事者と話し合えるような交流の場に参加する
- 7 実態を見たり、当事者の話を聞く
- 8 県や市町村等の広報紙、冊子
- 9 社内報
- 10 新聞の記事・意見広告
- 11 雑誌や週刊誌の記事
- 12 人権問題に関する書籍
- 13 ラジオ・テレビ
- 14 インターネット
- 15 映画・DVD・ビデオ
- 16 様々な人権問題の解決に取り組む NPO 法人等の活動等
- 17 その他(具体的に_____)

問 22 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような人権教育や啓発の施策が必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 学校における人権教育を充実させる
- 2 家庭での人権教育を支援する
- 3 地区主催で行う人権教育を充実させる
- 4 企業、事業所における人権尊重に向けた取組を支援する
- 5 行政が住民の人権意識を高めるための啓発活動を推進する
- 6 行政が人権尊重の視点に立って様々な施策を行う
- 7 公務員等人権との関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
- 8 住民や NPO 等の団体による人権尊重に向けた取組を支援する
- 9 人権侵害を受けた人に対する救済策を充実させる
- 10 その他(具体的に_____)
- 11 特にない
- 12 わからない

問 23 あなたは、次の法律について知っていますか。ア～ウのそれぞれについて、最もあてはまるものを選んでください。(○はそれぞれ1つ)

		法律の内容をよく知っている	法律の名前は知っている	法律の名前も内容も知らない
ア	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) ^{*1}	1	2	3
イ	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律(ハイトスピーチ解消法) ^{*2}	1	2	3
ウ	部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法) ^{*3}	1	2	3

※ 1. 障害者差別解消法：すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。
(平成 28 年 4 月 1 日施行)

※ 2. ハイトスピーチ解消法：日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動の解消をめざす法律です。
(平成 28 年 6 月 3 日施行)

※ 3. 部落差別解消推進法：現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることを踏まえ、たうえて「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざす法律です。
(平成 28 年 12 月 16 日施行)

問 24 あなたの性別について教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|------|------|---------------------------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 男性・女性のいずれかを回答することに抵抗がある |
|------|------|---------------------------|

問 25 あなたの年齢について教えてください。(○は1つ)

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 18、19歳 | 2 20～29歳 | 3 30～39歳 | 4 40～49歳 |
| 5 50～59歳 | 6 60～69歳 | 7 70歳以上 | |

問 26 あなたのお住まいの地区はどちらですか。(○は1つ)

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 社小学校区 | 2 福田小学校区 | 3 米田小学校区 |
| 4 三草小学校区 | 5 鴨川小学校区 | 6 滝野東小学校区 |
| 7 滝野南小学校区 | 8 東条東小学校区 | 9 東条西小学校区 |
| 10 お住まいの小学校区がわからない方は右の欄に地区名をご記入ください(地区) | | |

問 27 人権学習や人権啓発のあり方などについてご意見などがあれば、下記にご自由にお書きください。

お忙しいところご協力いただきありがとうございました。
このアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、
11月12日(月)までに
ご返送いただきますようお願いいたします。



8 第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会名簿・開催状況

(1) 第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会委員名簿

区分	策定委員会 役職	所属	氏名
学識経験者		姫路大学	和田 幸司
	副委員長	兵庫教育大学	石倉 健二
		西脇市 教育委員会 人権教育課	山本 邦夫
		N I T情報技術推進ネットワーク 株式会社	篠原 嘉一
各種団体代表		加東市区長会	三木 秀文
		部落解放同盟加東四支部連絡協議会	松本 美和子
	委員長	加東市人権・同和教育研究協議会	近澤 玉幸
		加東市連合 PTA	山中 実(令和元年5月24日まで) 坂本 学(令和元年5月25日から)
		加東市連合婦人会	南中 輝代
		加東シニアクラブ連合会	福島 俊夫
		加東市民生児童委員連合会	竹内 司
		社人権擁護委員協議会加東部会	後藤 友栄
		特定非営利活動法人 加東市国際交流協会	田中 美恵子
		加東市身体障害者福祉協議会	田中 陽三(令和元年9月25日まで) 平井 俊一(令和元年9月26日から)
		加東市企業人権教育協議会	山口 義徳
		小野加東保護区保護司会加東支部	西村 のぞみ
		社会福祉法人加東市社会福祉法人加 東市社会福祉協議会	繁本 晴美
	市長が必要と 認める者		加東市教育委員会(小・中学校長会)

(2) 第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会開催状況

開催回	開催日	内容
第1回	平成30年8月31日	市民意識調査の検討
第2回	平成30年9月25日	市民意識調査の検討
第3回	平成31年3月5日	市民意識調査の結果報告
第4回	令和元年7月16日	第1次計画の検証、骨子(案)体系図の検討
第5回	令和元年9月26日	基本計画(案)の検討
第6回	令和元年10月30日	基本計画(案)の検討
第7回	令和2年1月30日	基本計画(案)の決定